



山形県公報

令和6年9月27日(金)
第541号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 介護医療院の開設の許可……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……973
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(農業技術環境課) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……975
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

教育委員会関係

規 則

- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………976

訓 令

- 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……978
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……979

そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……980

告 示

山形県告示第689号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。
令和6年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護医療院の開設者の名称 又は氏名	介護医療院の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
医療法人 篠田好生会	天童温泉篠田介護医療院 天童市鎌田一丁目7番1号	介護医療院サービ ス	令和 6. 9. 1

山形県告示第690号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和6年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号
平成21年10月1日
72
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東根市農業協同組合
代表理事組合長 松浦 洋二
東根市中央東三丁目7番21号
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産大豆
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
安達清春	玄米、大豆	国内産農産物に限る。
鈴木晃悦	玄米、大豆	
植松美智也	玄米、大豆	
太田孝	玄米、大豆	
滝口真	玄米、大豆	
奥山祐介	玄米、大豆	
渡辺智信	玄米、大豆	
安達巧	玄米、大豆	
清水博幸	玄米、大豆	
早坂茂樹	玄米、大豆	
浅野目忠	玄米、大豆	
大越崇生	玄米、大豆	
舘下勇	玄米、大豆	
笹原慎之介	玄米、大豆	
高梨剛	玄米、大豆	
小松伸悟	玄米、大豆	

大 江 智 彦	玄米、大豆
原 谷 直 人	玄米、大豆
瀬 野 暢 宏	玄米、大豆

山形県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和6年9月27日から同年10月11日まで縦覧に供する。

令和6年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字風間字横堰1355番3から
同 十文字字大原6055番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年9月30日

山形県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年9月27日から同年10月11日まで縦覧に供する。

令和6年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 東法田大堀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字法田字新田599番2から 同 617番まで	旧	14.9メートル } 7.7	80メートル
同 上	新	14.9メートル } 10.1	同 上

山形県告示第693号

次の開発行為は、完了した。

令和6年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和6年3月29日 指令村総建第284号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字西根字上川原303番、304番、371番、304番地先、字下堰560番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
寒河江市小沼町151番地 株式会社 建託アベ

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第13号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

第19条 県教育委員会又はその委任を受けた者は、第15条第1項及び第2項並びに第17条第1項の申請について、これらの規定にかかわらず、職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第17条第1項、第3項及び第4項」を「第17条第1項、第3項及び第4項、第19条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第5号

県立学校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月27日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

職員が勤務時間条例の規定（育児休業条例第19条（育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）及び第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）による休暇（勤務時間条例施行規則別表その他の項第3号の2に掲げる特別休暇及び結核要療養休暇（以下本条において「生活習慣病等特別休暇等」という。）を除く。）を受けようとするときは、休暇を受けようとする日（介護休暇の指定期間（勤務時間条例第16条の2第1項に規定する指定期間をいう。以下同じ。）の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日）の前日までに、勤務管理システム（職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により申請（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定の申出）をしなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由により前日までに申請できない場合は、直ちに電話その他による連絡を行い、できるだけ速やかに申請しなければならない。

第8条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「（勤務時間条例第16条の2第1項に規定する指定期間をいう。以下この項において同じ。）」、「勤務時間条例施行規則別表その他の項第3号の2に掲げる特別休暇及び結核要療養休暇（以下本条において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員が生活習慣病等特別休暇等を受けようとするとき又は勤務管理システムを使用

できない職員が勤務時間条例の規定による休暇を受けようとするときに提出する書類は、次のとおりである。

区 分	提出書類	根拠規程	摘 要
年次有給休暇	年次有給休暇申請書	勤務時間条例施行規則	同左別記様式第1号の3による。
代日休暇	代日休暇承認申請書		別記様式第5号による。
結核要療養者の休暇	結核要療養休暇承認申請書	勤務時間条例施行規則	同左別記様式第3号による。
	エックス線直接撮影フィルム		
	県教育委員会が指定する医師の診断書		別記様式第6号による。
忌引休暇	忌引休暇承認申請書	勤務時間条例施行規則	同左別記様式第4号による。
産前産後の休暇	産前産後休暇申請書	勤務時間条例施行規則	同左別記様式第2号による。
	医師の証明書	勤務時間条例	
生理休暇	生理休暇申請書	勤務時間条例施行規則	同左別記様式第1号の3による。
特別休暇	特別休暇承認申請書	勤務時間条例施行規則	同左別記様式第3号による。
	医師の診断書	〃	同左別表その他の項第3号の2イに掲げる場合にあっては別記様式第7号、同項第3号の2ロに掲げる場合にあっては別記様式第8号による。 同左別表その他の項第3号に掲げる場合において休暇の期間が1週間を超えず、かつ、教育長が負傷又は疾病の事実を確認できるときは、省略することができる。
	都道府県知事の通知書又はその写し	〃	教育長がその通知に係る事実を確認できるときは、省略することができる。
	産業医の証明書	〃	
	呼出状等又はその写し	〃	
	行おうとする社会に貢献する活動の計画を明らかにする書類	〃	
育てようとする子の氏名、生年月日及び続柄等を証明する書類	〃		教育長がその事実を確認できるときは、省略することができる。

介護休暇	介護休暇承認申請書	勤務時間条例施行規則	同左別記様式第5号による。
介護時間	介護時間承認申請書	勤務時間条例施行規則	同左別記様式第6号による。

第11条中「ときは」を「ときは、勤務管理システムにより申請するとともに、同条各号の一に該当する旨を証明する書類又はその写しを提出しなければならない。ただし、勤務管理システムを使用できない職員にあつては」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和7年1月27日まで縦覧に供する。

令和6年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 テックランド鶴岡店
 鶴岡市宝田三丁目20番7外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 (変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
 (変更後) 縦覧に供する届出書のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 (変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
 (変更後) 縦覧に供する届出書のとおり
- 3 変更年月日
 縦覧に供する届出書のとおり
- 4 届出年月日
 令和6年8月30日
- 5 その他
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年1月27日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和7年1月27日まで縦覧に供する。

令和6年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド鶴岡店
鶴岡市宝田三丁目20番7外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町1番1号	上 野 善 紀

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和6年8月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年1月27日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和7年1月27日まで縦覧に供する。

令和6年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド鶴岡店
鶴岡市宝田三丁目20番7外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町1番1号	上 野 善 紀

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和6年8月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年1月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年9月27日

山形県住宅供給公社

理事長 沼澤 好徳

1 県営住宅の名称等

地域	名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
			住宅形式	1戸当たり住戸専用面積(平方メートル)			収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者		収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
	県営五十鈴アパート1号	山形市大野目二丁目2-52	3K	51.2	1	一般用	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200	3月分の家賃に相当する額	
	同	同	同	51.2	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
	同	同	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		単身可
	同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
	同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		
	同	同	同	51.2	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
	同	同	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		単身可
	同 南山形アパート1号	同 南松原一丁目9-5	3DK	63.1	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600		
	同 4号	同 9-1	1LDK	39.9	2	同	13,800	16,000	18,300	20,600	23,600	27,200		単身可
	同 馬見ヶ崎アパート1号	同 円心寺町21-27	3DK	59.3	3	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
	同	同	同	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		単身可
	同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
	同	同	同	59.3	2	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		単身可
	同 桧町アパート1号	同 桧町四丁目12-16	同	58.4	1	同	19,200	22,200	25,400	28,700	32,700	37,800		

村山

同 天童駅西 アパート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,900	28,100	32,100	37,000	同
同 3号	同 2-31	同	61.0	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	30,900	35,700	単身可
同	同	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,200	28,500	32,500	37,600	同
同 天童駅南 アパート1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	同
同 2号	同 18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	同
同 東根中央 アパート3号	同 東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,900	同
同 近江アパ ート1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	62.6	2	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	同
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,600	24,700	27,900	31,900	36,800	単身可
同 2号	同	同	64.6	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	同
同 中原アパ ート2号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400	同
同 長崎アパ ート	同 8035- 205	同	62.8	3	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	同
同	同	同	62.8	2	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	単身可
同 谷地アパ ート1号	同 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	同
同	同	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	単身可
同 2号	同	2LDK	71.1	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	同
同	同	3DK	71.1	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	単身可

村山

同	同	同	71.1	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	同
同 左沢アパ ート	同 大江町大 字藤田264-3	同	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同	同	同	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	单身可
同 大石田ア パート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	13,900	16,100	18,400	20,700	23,700	27,300	
同	同	同	59.4	1	同	13,900	16,100	18,400	20,700	23,700	27,300	单身可
同 若葉東ア パート1号	新庄市金沢1494 -1	同	62.8	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同 太田町ア パート3号	米沢市太田町五 丁目1-10	同	60.3	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800	单身可
同	同	同	74.0	1	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	同
同 4号	同	同	74.0	2	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
同 春日アパ ート2号	同 春日五丁 目2-43	同	61.0	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 3号	同	同	75.6	2	同	25,500	29,400	33,700	38,000	43,400	50,100	
同 中田第1 アパート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,300	25,800	29,500	33,300	38,000	43,900	
同 3号	同	同	69.9	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	单身可
同 6号	同	同	62.1	1	特定目的用 (儲・勤・特用)	20,500	23,700	27,100	30,500	34,900	40,300	同
同	同	同	75.4	1	一般用	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	

村山

最上

置賜

同 玉の木ア パート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	単身可
同 成島アパ ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	4	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同 2号	同 2-95	同	64.2	2	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	単身可
同 米沢中央 アパート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	23,600	27,200	31,200	35,100	40,200	46,300	同
同 相生アパ ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	3	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同	同	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	単身可
同 2号	同	同	72.9	4	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	72.9	3	同	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 小出アパ ート1号	同 長井市台町3- 1	同	55.7	2	同	13,200	15,300	17,500	19,700	22,500	26,000	
同	同	同	55.7	1	同	13,200	15,300	17,500	19,700	22,500	26,000	単身可
同 2号	同 3- 2	同	58.0	2	同	14,000	16,200	18,500	20,900	23,900	27,500	
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	2	同	14,900	17,200	19,600	22,100	25,300	29,200	単身可
同 関口アパ ート2号	同 南陽市宮内352 -3	2DK	57.3	1	同	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000	同
同 桜木アパ ート2号	同 三間通 1229-1	3DK	59.3	2	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同	同	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	単身可
同 糠野目第 2アパート	同 東陽郡高島町 福沢南21-2	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	同

置賜

同 4号	同 一3	18	同	79.4	1	同	21,800	25,100	28,700	32,400	37,100	42,800	单身可
同 東部アパ 一ト1号	同 朝陽町6 一25	6	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 一6	6	同	58.0	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	单身可
同 茅原アパ 一ト1号	同 北茅原町 9		同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	同
同 2号	同		同	63.9	1	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,400	同
同 3号	同		同	61.0	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,400	32,800	
同	同		同	64.2	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500	
同 城南アパ 一ト2号	同 城南町9 一30		同	64.2	1	同	18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,600	
同	同		同	64.2	1	同	18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,600	单身可
同 末広アパ 一ト1号	同 末広町23 一63	23	2LDK	69.3	1	同	22,400	25,800	29,600	33,400	38,100	44,000	
同 2号	同 一62	23	同	69.3	5	同	22,400	25,800	29,600	33,400	38,100	44,000	
同 川南アパ 一ト2号	同 酒田市若宮町二 丁目1一2		2DK	51.2	2	同	15,200	17,500	20,100	22,600	25,900	29,900	
同	同		同	51.2	2	同	15,200	17,500	20,100	22,600	25,900	29,900	单身可
同 川南住宅 3号	同 1一3		同	54.6	1	同	16,000	18,500	21,200	23,900	27,300	31,500	
同 4号	同 1一4		3K	54.6	1	同	16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	32,000	单身可
同 川南アパ 一ト5号	同 1一5		同	55.7	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,400	32,800	

庄内

同 かねア パート1号	同 かね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	単身可
同	同	同	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	単身可
同	同	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同 東泉アパ ート1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	
同 3号	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	単身可
同 新橋アパ ート	同 新橋五丁 目5-1	2DK	53.9	1	特定目的用 (講堂・特別)	18,200	21,000	24,100	27,200	31,000	35,800	同
同 狩川アパ ート	東田川郡庄内町 狩川字山居22	3DK	58.0	1	一般用	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	
同	同	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	単身可
同 余目アパ ート	同 余目字大塚93-1	同	62.6	1	同	15,500	17,900	20,500	23,200	26,500	30,500	
同	同	同	64.2	1	同	15,900	18,400	21,100	23,700	27,100	31,300	単身可
同 遊佐アパ ート	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	2	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	
同	同	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	単身可

庄内

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下同じ。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（身障者用）」と記載のある県営住宅については、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和6年10月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年10月11日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

県営住宅の所在する地域	請求先及び提出先
村山	山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 山形県住宅供給公社村山地域管理事務所
最上	新庄市金沢字大道上2034 山形県住宅供給公社最上地域管理事務所
置賜	米沢市金池七丁目1番50号 山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所
庄内	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

5 入居の時期

村山・置賜・庄内	令和6年12月中旬
最上	令和7年1月上旬

令和6年9月27日印刷 発行所 山形県庁
令和6年9月27日発行 発行人 山形県